生駒市規則第18号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成26年5月29日

生駒市長 山 下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例施行規則(平成13年6月生駒市規則第 17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表に次のように加える。

上記以外の世帯	同一世帯から2人以上就園	保育料及び入園料の合計
	している場合の次年長者	額(年額40,000円
	(第2子)	を限度とする。)
	同一世帯から3人以上就園	保育料及び入園料の合計
	している場合の第1子及び	額(年額79,000円
	第2子以外の園児	を限度とする。)
	(第3子以降)	

第2条第1項第2号の表中「35,000円」を「50,000円」に改め、 同表に次のように加える。

上記以外の世帯	小学校1年生から3年生ま での兄又は姉を1人有して	保育料及び入園料の合計
		額(年額40,000円
	おり、同一世帯から2人以	を限度とする。)
	上就園している場合の最年	
	長者	
	(第2子)	
	小学校1年生から3年生ま	保育料及び入園料の合計
	での兄又は姉を1人有して	額(年額79,000円
	おり、同一世帯から2人以	を限度とする。)
	上就園している場合の第2	
	子以外の園児	
	(第3子以降)	

附則

この規則は、平成26年6月1日から施行し、改正後の生駒市立幼稚園保育料

入園料徴収条例施行規則の規定は、同年4月1日から適用する。